

令和5年度国民健康保険料（税）収納率向上及び特定健診受診率向上に係る  
広報業務委託仕様書

1 件名

令和5年度国民健康保険料（税）収納率向上及び特定健診受診率向上に係る広報業務委託

2 目的

東京都における国民健康保険料（税）の収納率向上と特定健診受診率向上のため、モデルを起用したポスター掲示及びYouTube動画を行い、国保制度の趣旨普及と被保険者の啓発等を行う。

3 委託内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。

(1) モデル肖像権の使用とポスター版下等の制作

①ポスターを作成するためのモデル肖像権の使用

モデルの出演、カメラマンによる撮影、ヘアメイク・スタイリスト、スタジオ使用等の一切の業務を含む。

②ポスターの版下制作（3パターン）

・国民健康保険料（税）収納率向上及び特定健診受診率向上の2パターン【縦判】

・特定健診受診率向上の1パターン【横判】

※版下の制作に必要なデザイン・レイアウト、文字原稿の作成、背景の変更、校正作業、納品等の一切の業務を含む。

なお、ポスターにあたっては、国民健康保険料（税）を納めていない加入者や特定健診を受診しない対象者等に対し、訴求力のあるデザイン及びキャッチコピーの制作（メッセージの作成）とする。

③電子掲示板等掲出用版下の作成（4パターン）

上記②の他、電子掲示板等に掲示する画像データ（国民健康保険料（税）収納率向上及び特定健診受診率向上の各「縦判」及び「横判」）の作成

※デザイン・レイアウト、文字原稿及び背景等については前項②と同一とする。

④二次元コードによる多言語表示（3パターン（②同様））

ユーザー端末の言語設定を認識して翻訳文を表示できる二次元コードをポスターに印字すること。言語は、英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語、ベトナム語、ネパール語に対応すること。

※版下の制作に必要なシステム費用、デザイン・レイアウト、文字原稿の作成、校正作業、納品等の一切の業務を含む。

(2) YouTube 動画の制作

- ①モデルは、3-(1)のモデルと同一人物とする。
  - ②YouTube 動画の制作は「国民健康保険料(税)収納率向上CM」と「特定健診受診率向上CM」の2パターンとする。
- ※1パターン15秒の制作、収録、スタジオ使用、納品等の一切の業務を含む。

4 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

- ※ 委託事業者は選定結果の通知後、4月上旬の撮影等に向けた準備を速やかに進めること。
- ※ 本業務は、令和5年度本会予算の成立を前提としているが、令和5年度予算が成立した場合に選定事業者と契約を締結するため、本業務の契約締結日は令和5年4月1日以降とする。

5 モデル肖像権の使用期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日まで

6 モデルを使用する媒体及び使用期間等

(1) ポスター版下等

媒体名等	掲示(掲出)場所・用途	使用・掲示(掲出)期間
①ポスター ・国民健康保険料(税)収納率向上 ・特定健診受診率向上	①都内国保保険者 ・区市町村(区市町村庁舎・支所・出張所・町会、自治会等) ・国民健康保険組合の事務所 ・東京都 ②その他 ・都内の国保保険者及び本会が指定する場所	令和5年5月から 令和6年3月31日まで
②電子掲示板等 ・国民健康保険料(税)収納率向上 ・特定健診受診率向上	①都内国保保険者 ・区市町村(区市町村庁舎・支所・出張所等) ・国民健康保険組合の事務所 ・東京都 ②その他、都内の国保保険者及び本会が指定するデジタルサイネージ及びSNS(自治体のTwitter等)	令和5年5月から 令和6年3月31日まで

③都営バス、民間バス、コミュニティバス車内窓上 広告	①都営バス（全車両） ②民間バス（主要路線運行車両） ※対象のバス会社等は未定 ③コミュニティバスは、掲出を希望する自治体 ※対象の自治体は未定	・令和5年6月から令和5年12月までのうち1回掲出 ・掲出期間は、15日間（予定） ただし、バス会社の契約形態により異なる場合あり
④ホームページ	・都内の国保保険者（区市町村、国民健康保険組合、東京都）及び本会が管理するホームページ ※実施期間中のPR及び終了後の実績紹介等に使用	令和5年5月から令和6年3月31日まで
⑤機関誌、広報誌	・都内の国保保険者（区市町村、国民健康保険組合、東京都）及び本会が発行する機関誌、広報誌等 ※実施期間中のPR及び終了後の実績紹介等に使用	令和5年5月発行から令和6年3月発行まで
⑥東京都国保連合会 「事業案内」	・実績紹介に使用	令和6年度版 (年1回発行)

## (2) YouTube 動画

媒体名等	用途	使用期間
①ホームページ	・都内の国保保険者（区市町村、国民健康保険組合、東京都）及び本会が管理するホームページ	令和5年5月から令和6年3月31日まで
②SNS	・都内の国保保険者（区市町村、国民健康保険組合、東京都）及び本会が管理するSNS（YouTubeチャンネルや、Twitter等）	令和5年5月から令和6年3月31日まで
③YouTube 広告	・都民を対象に、作成した動画を用いたYouTube広告を実施	年2回程度（令和5年6月頃、後期分：令和5年10月頃※予定）

## 7 納品物

- ①ポスター印刷用版下 (ai、pdf、jpg 等) . . . . . C D - R ( 3 部)
- ②電子掲示板等掲出用版下 (高画質 jpg 等) . . . . . C D - R ( 3 部)
  - ア) 解像度
    - ・ 72dpi 以上
  - イ) サイズ
    - ・ 横判 16 : 9 (アスペクト比) 1920 ピクセル×1080 ピクセル
    - ・ 縦判 9 : 16 (アスペクト比) 1080 ピクセル×1920 ピクセル
- ③YouTube 動画 . . . . . D V D ( 3 部)
  - ※YouTube 広告にも使用可能な形式で納品すること。

## 8 納期限

- ①ポスター印刷用版下 . . . . . 4 月下旬
- ②電子掲示板等掲出用版下 . . . . . 4 月下旬
- ③YouTube 動画 . . . . . 4 月下旬

## 9 納品場所及び対応窓口

東京都国民健康保険団体連合会 企画事業部 事業課 広報係  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3 - 5 - 1 東京区政会館 1 1 階  
担当者 企画事業部 事業課 広報係 中島・中山  
電 話 0 3 - 6 2 3 8 - 0 1 4 2 (直通)  
電 子メール [kouhou@tokyo-kokuhoren.or.jp](mailto:kouhou@tokyo-kokuhoren.or.jp)

## 10 その他

- (1) 工程表を作成し、円滑なスケジュール管理を行うこと。
- (2) 本業務により制作される成果物の著作権を、本会に無償で譲渡すること。
- (3) 撮影時の衣装、ポーズ等は、国民健康保険のポスターに相応しいものとする。
- (4) 撮影及び収録当日の本会職員の立会許可及び写真撮影の許可を取ること。
- (5) ポスターのはがし忘れなどで、上記5の使用期間を超過し掲示等されている可能性もあるため、その場合は原則として判明次第、直ちに撤去等するのでその旨ご了承ください。
  - ただし、都内の保険者及び本会が、SNSに投稿したデータ(リツイートされたものを含む)等は原則として削除しない。
- (6) 業務完了後は品質を保証する業務完了報告書を提出すること。
- (7) 本業務を履行するにあたり、疑義等が生じた場合は本会の指示に従うものとする。